

2005年7月16日

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1
TEL 3880-5111 内線2138
FAX 3880-5602

足立保健所 健康推進課
健康づくり担当 様 気付
足立保健所長 黒岩 京子 様

〒 -
東京都足立区

半沢一宣

件名：東武伊勢崎線竹ノ塚駅ホーム上のコーヒーショップの件についての問い合わせ

冠省 6月8日付け要請書に対する御丁寧な御返事ありがとうございました。

この御返事を拝見して不明な点について問い合わせたく、再度お便りさしあげます。

1. 今回頂戴した御返事によれば「～今回御指摘の店及び東武鉄道には連絡し、現状を聞くとともに分煙推進を要請した」由ですが、これに対するアートコーヒー及び東武鉄道の返事は、どのようなものだったのでしょうか。「何月何日から店舗内を完全禁煙とする」又は「何月何日までに店舗を撤去する」のような確約があったのか、それとも「今後の検討課題と考えております」のような対応を先送りする回答でしかなかったのか、はたまた単に要請しただけで何がしかの回答も得られていないのかが、御返事からははっきりしません。この点について、御教示を乞いたく存じます。
ちなみに問題の店舗は、客席が10席にも満たない狭さですので、分煙では受動喫煙防止のための十分な効果が得られるとは考えにくく、完全禁煙以外に解決策はないと考えられます。

2. 私は6月9日付け東武鉄道本社営業部CSサービス課長様あて書留配達証明郵便で、3月に発生した踏切事故に関連する公開質問状とともに、問題のコーヒーショップの件に係る東武鉄道の経営姿勢を批判した、私のホームページで公表中の文書を送付し、見解を明らかにするよう求めました。しかし東武鉄道からは、今月15日現在いまだこの件についての回答がありません。このことは、同社がこの問題への対応を拒絶し、前回の貴所あて要請書にも記した「駅構内の混雑緩和や（整列乗車に係る）秩序保持よりもテナント収入のほうが大事」という「利益至上主義」を一方向的に正当化したものとし、ほかに理解のしようがありません。

私はこの事実から、株式会社アートコーヒーによる健康増進法25条違反行為を幫助している東武鉄道の行為（不作為）については、貴所が「分煙推進を要請」した程度では、両社が自主的に改善することなどあり得ないのが明白であると考えます。よって私は、両社による違法行為の事実と両社の社名を公表するなど、あらゆる法的処分を行うことを、貴所に要請したいと思えます。

上記2点について、事実関係及び貴所の見解を御教示くださりたく、よろしくお願い申し上げます。

なお関連資料として、以下の2通の文書を添付致しますので、御査収願います。

私のホームページに掲載中の書き下ろし解説

6月9日付け東武鉄道本社営業部CSサービス課長あて文書

取り急ぎ用件のみにて失礼致します。

草々